

活かしてナンボの会計

継続企業の前提に関する注記とは

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



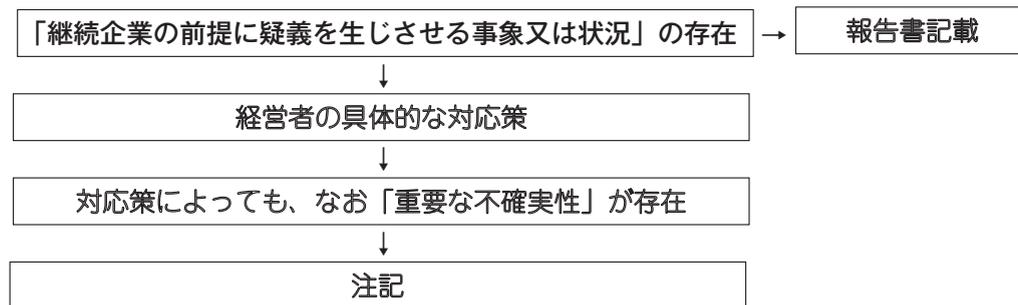
1. 継続企業の前提

継続企業の前提とは、企業が将来にわたって事業を継続するとの前提のことで、ゴーイングコンサーン(Going Concern「GC」)とも呼ばれている。企業の財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されており、この企業会計の基準は、企業の継続を前提としている。

企業が作成し公表する財務諸表において、例えば、継続企業を前提とすると、設備等の固定資産は減価償却費としてその使用期間にわたり費用配分されるが、継続しないことを前提とすると、処分価値で評価することとなり、財務内容は大きく変わってしまうことになる。

そこで、2005年3月期より、経営者は、会社に少なくとも決算日から1年間事業活動を継続することについて重要な不確実性がある場合には、その内容と財務諸表が継続企業の前提で作成されていることを注記(以下、「GC注記」とする。)しなければならなくなった。

2. 継続企業の前提に関する開示



継続企業の前提に関する開示は、経営者による対応によって疑義が改善・解消可能か否かによって、二類型あり、疑義が改善・解消されると判断された場合は、継続企業の前提に疑義を生じさせる事象又は状況(以下、「事象又は状況」とする。)が存在していることが有価証券報告書や四半期報告書(以下、「報告書」とする。)の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載される。次に、経営者による対応が行われても、なお企業継続に不確実性が存在する場合には、報告書の「経理の状況」にGC注記がなされる。

会計監査人は、財務諸表にGC注記が必要か否かを判断し、注記が必要と判断した場合は、注記されている旨を監査報告書で追記情報として注意喚起する。(注記されていない場合は、監査意見は、不適正となる。)

3. 重要な疑義を生じさせる事象又は状況

経営者及び会計監査人が検討対象とする重要な疑義を生じさせる事象又は状況としては、債務超過等の財務指標に関する事項、債務返済の困難性等の財務活動に関する事項、主要取引先の喪失等の営業活動に関する事項のほか巨額の損害賠償負担の可能性やブランドイメージの著しい悪化などがあげられる。

4. GC注記の開示状況

東京商工リサーチの調査結果によると、2018年3月期にGC注記をした有価証券報告書を公表した上場企業は17社で、2017年9月中間決算の21社より4社減少し、2017年決算の23社より6社減少した。また、事象又は状況を記載した上場企業は36社で、2017年9月中間決算の39社より3社減少した。

緩やかな景気上昇により、GC注記と事象又は状況の記載企業は、ここ数年は減少してきたが、米中貿易摩擦等により景気動向は陰りが見え始めているといわれており、上場企業でも、記載企業の増加が懸念されている。前回本コラムで取り上げた曙プレーキ工業のように財務体質の改善を必要とする企業は、資金調達や返済の方法等の財務戦略の見直しを検討すべき時期にあると考えられる。